

第3章

湖南省教育大綱

1 教育大綱の位置づけ

教育基本法は、わが国の教育理念と原則を定めた法律であり、さまざまな今日的課題を考慮して平成18(2006)年に法改正が行われました。同法第17条では、この理念の実現に向けて、政府に対し教育振興施策を総合的に推進するための基本方針や施策を定めた基本計画を策定することを規定するとともに、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めることを規定しています。

本市では、本市の将来像を「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」と位置づける基本構想を踏まえ、教育基本法に規定される「個人の尊厳を重んじ真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことを具現化し、地域の実情に応じた教育の振興に資するため、本市の教育行政の理念や基本的な方向を教育大綱で示します。

2 社会の変化と教育の使命

先の不幸な大戦が、わが国の敗戦により終結して75年が経過しました。多くの尊い人命と経済基盤を失い、人心も荒れ果てた焼け跡から始まった戦後社会。滋賀の地においては、糸賀一雄^{*}、池田太郎^{*}、田村一二^{*}が、「ちまたに放置されたままになっている戦災孤児や、家庭でも地域でも見放されている知的障害児を一人でも多く、そして一日も早く入所させられる施設をつくりたい。この子どもたちの教育と福祉の実践こそが戦後の日本再建のもっとも大切な事業である」（糸賀一雄著作集刊行会編『糸賀一雄著作集Ⅰ』）と発起し、四六時中勤務、耐乏生活、不断の研究を掲げて近江学園^{*}を設立しました。いかなる時代にあってもすべての子どもたちの発達を保障しようと立ち上がったその近江学園は、現在、湖南省に移転されています。

わが国は、戦後復興を成し遂げ、高度経済成長からバブル経済にかけて、一定水準の経済的豊かさを実現しました。その間、国民生活を網羅的に下支えするさまざまな社会保障制度が充実され、安心と安定のなかで多くの国民がバラ色の未来を描きながら暮らしてきました。地方で教育を施された人材を都市が吸収しても、増加する地方の人口はそれを支える余力を示していました。

しかし、バブル崩壊とその後の失われた 30 年は、少子高齢化、人口減少社会の到来と相俟ち、一億総中流社会を過去に押しやるとともに、経済の低迷と国民の自信が回復されないまま、いまや貧富の差の拡大や世代間の対立など国民の分断を進めています。とりわけ、人、モノ、金、情報の東京一極集中は収まる様相を見せず、打ち続く大規模自然災害は人口流出と併せて地方の体力を奪い、地域間格差が顕著となっています。

一方、医療体制の充実や医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、**人生 100 年時代**^{*}の到来が予測されています。また、外国籍市民の増加やマイノリティへのていねいな対応など、新たな課題の解決が求められているものの、これまで個別具体的にそれらを支えてきた地域コミュニティの弱体化が再認識されています。そこはかたない不安を抱えた社会では、人と人とのリアルなつながりとともに、インターネット等の情報メディアを介したヴァーチャルな世界での人と人とのつながりが増えており、そのような中で改めて絆の大切さが意識され、人々のリアルな世界で実感していた絆の記憶が呼び起こされてきました。

ディープラーニング（深層学習）する AI（人工知能）やインターネットを介してすべてのものがつながる IoT、それらに加えて**ビッグデータ**^{*}やロボティクスを活用した超スマート社会である「ソサエティ 5.0」の時代を迎え、過去の成功体験の踏襲が必ずしも未来を保障しないなか、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が発生するなど、豊かにはなったものの子どもの成長にとっては決して恵まれた環境ではない社会が現出しています。

糸賀が「この子を育てたら立派になるというのではなくて、むしろこの子自身が育つ力をもっているから育てさせてもらうことができる」（糸賀一雄著作集刊行会編『糸賀一雄著作集Ⅲ』）と説明するように、「教育的現実」は子どもが自分自身で持つ力を発揮できるような環境を大人社会が整えるところから出発しなければなりません。これからの変化の激しい時代にあっても、子どもたち一人ひとりが、思いやりのある豊かな心を持ちながら、夢を持ち、自ら考え自ら行動し、たくましく未来を切り拓くことができるように、あらゆる場面において「**生きる力**^{*}」を引き出すことができるための教育環境を整備していく必要があります。

次代の社会を支えることになる子どもたちには、目の前にある課題から逃げることなく周りの仲間と相談しながら、力を合わせて困難を乗り越えていくことのできる人間として、その発達段階に応じて「何とかしようとする態度」と「何とかできる力」を身にまとえるようにしていくことが求められます。さらに、変化の激しい時代を生き抜くためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていかなければならず、その

ためには、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、将来を創り出す力が必要となります。

湖南省の教育の根幹にあるのは、子どもたち自身が無限の可能性を秘めた自ら輝く存在そのものだという信念です。この信念を現実的なものにするためには、時代の潮流に翻弄されることなく、子どもたちを取り巻く環境の変化に敏感に反応し、自ら輝く存在そのものであるこの子らがいよいよ輝くよう、磨き続けなければなりません。

3 社会全体における教育課題

現代社会においては、グローバル化^{*}や情報通信技術の進展、地域社会・家庭の変容や少子高齢化、ライフスタイルの多様化による価値観の変化などが常に教育に影響を与え続けています。こうした課題の解決には、社会全体として取り組まなければなりません。

(1) 社会経済情勢の急激な変化

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、国と国の相互影響と依存の度合いは急速に高まり、変化が激しく先行きが不透明な時代にさしかかっています。貧困や紛争、感染症や不平等、成長・雇用や気候変動、エネルギーや資源の問題など、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、持続可能な開発を実現するために、これらの課題解決に積極的に取り組む必要があります。また、わが国が世界に先んじて急激な進行に直面している少子高齢社会への適切な対応や格差の問題も指摘されており、社会的・経済的な事情に関わらず誰もが等しく質の高い教育を受けられる社会の実現が求められています。

(2) 高度情報化の進展と急速な技術革新

蒸気機関による第一次産業革命、内燃機関や電気モーターなどによる第二次産業革命、コンピュータとインターネットによる第三次産業革命に続き、AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTによる第四次産業革命が進行中です。スマートフォンなどのモバイル機器の普及により、メールやSNS^{*}のような会話だけでなく、書籍や音楽など創作物の発表やダウンロード、買い物や企業間取引などさまざまなコミュニケーションがデジタル化されていきます。また、AIにより人間の判断の多くが代替されるとともに、IoTにより世の中のあるあらゆるモノがインターネットで接続され、超スマート化社会が出現することで、仕事のあり方や人々のライフスタイル、価値観が大きく変化することから、これらに対応した教育や学習機会を提供していくことが必要とされています。

(3) 人生100年時代の到来

「ある海外の研究を基にすれば、『日本では、2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる』と推計されており、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている」（『人生100年時代構想会議 中間報告』平成29(2017)年12月）とされるように、

人生 100 年時代の到来が予測されています。今後、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、ボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられています。教育、仕事、老後という 3 ステージの単線型ではなく、マルチステージの人生を送るようになる中では、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の涵養といった資質・能力を身につけることが求められます。それに加え、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、さまざまな主体と協働し、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、地域の維持発展に取り組むことで社会の課題解決につなげていく力を伸ばす教育が必要とされています。

(4) 地域コミュニティや家庭の状況の変化

中央集権で進められた高度経済成長は、地域から働き盛りの人材を都市に吸い上げ続けました。しかし、人口減少と少子高齢社会を伴う成熟時代を迎え、改めて地域を支える人材の不足が実感されるとともに、地域内においても、人々の付き合いが疎遠になるなど、コミュニティの弱体化が指摘され、高齢者や困難を抱えた親子などが孤立するという深刻な状況が起きています。そのような中で、地域コミュニティを再生し、互いに支え合い、助け合うことのできる地域社会の実現が目指されるようになっていきます。また、家庭では、三世帯世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が上昇するなど多様な家族形態が生まれています。家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題には社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要とされています。

(5) 子どもの学力への社会的関心

全国学力・学習状況調査^{*}の結果が公表されるたびに、わが国の児童生徒の学力の現状について社会的な関心が集まります。しかし、全国学力・学習状況調査の結果や各種国際調査の結果からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項があるものの全体としては一定の成果が認められます。一方で、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題に課題があることも明らかとなっています。全国学力・学習状況調査の結果に一喜一憂したり、序列化を図ったりするのではなく、その結果等を踏まえた指導方法の改善の提案など、一層のきめ細かな対応が必要とされています。

（６）子どもの生活習慣や心の育成

行き過ぎた個人主義の風潮や社会全体のつながりの薄れ、異なる文化や価値観等を持った人々との交流や各種体験の減少などを背景として、規範意識や社会性などの育成の重要性が依然として指摘されています。その一方で、インターネットによるフェイクニュースの受容やSNSを通じた無責任な発言や極論の展開など、**情報リテラシー**※、**メディアリテラシー**※を高める教育が必要とされています。さらに、子どもたちの自己肯定感が諸外国と比べて低いこと、不登校児童生徒の増加、**小1プロブレム**※や中1ギャップ、学級崩壊、いじめや自殺等の課題があげられ、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

（７）子どもの体力の現状と将来への影響

子どもの体力については、昭和60(1985)年頃と比較すると低い状況にあり、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向や思いどおりに動かす能力の低下などの課題が見られるとともに、肥満傾向の子どもの割合の増加のような現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や**食育**※に取り組んでいくことが求められています。

（８）特別な配慮が必要な子どもの状況に応じた支援

障がいのある子どもの教育に関しては、障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けつつ、発達に支援が必要な子どもを含め、一人ひとりの子どもの障がいや発達の段階に応じた指導や支援を行っていく必要があります。また、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新在留資格「特定技能」を盛り込んだ改正出入国管理及び難民認定法が平成31(2019)年4月に施行され、今後、在留外国人のさらなる増加が予想されます。外国籍の子どもや、両親のいずれかが外国籍である子どもについては、ともに増加傾向にあり、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められています。

(9) 学校における働き方改革

学校現場で教員が時代を切り拓く子どもたちに向き合う時間を確保するとともに、教員自身がワーク・ライフ・バランスを確立することが求められるなど、学校における働き方改革が進められています。平成30(2018)年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、長時間労働の是正等のための措置を講ずることとされましたが、「“子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする”という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは“子供のため”にはならない」と中央教育審議会答申(平成31年1月25日)が指摘するように、教員がわが国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが求められています。

4 本市の重要課題

社会全体における教育課題や本市の教育の現状をふまえ、本市の教育に関わる重要課題として以下の各項目について取り組まなければなりません。

(1) 地域と共に歩む学校づくりの推進

子どもにとって、学校を中心に家庭や地域の多くの大人と触れ合う中で、生きていく知恵や力、学ぶ意欲を見出し、心豊かでたくましく生きる力を身に付けることは大切です。地域で子どもをお客さんにするのではなく、構成員の一員として迎え入れなければなりません。

本市では、コミュニティ・スクール※を導入し、学校・地域をあげて「子ども育て」を目指した連携・協働の取組を進めています。学校に関わる地域住民の意識をさらに高めていくとともに、地域による学校の「支援」から地域と学校の双方向の「連携・協働」へ、「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク化」を図り、幅広い地域住民の参画による学校づくりを推進する必要があります。

(2) 命と人権を大切にする教育の充実

教育の基本は自らの命の大切さを学び、他人の基本的人権の尊重を理解することにあります。基本的人権の尊重の理念についての正しい理解や実践ができる態度の育成のため、教育活動全体を通して人権教育を推進することが求められます。

本市では、人権教育基底プラン※に基づく保育・教育の実践や、インクルーシブ教育※の推進、問題行動や不登校の未然防止につながる対策に取り組んでいますが、今後も、学校は家庭や地域社会と連携しながら、自分や他者を大切にする思いやりの心を育む人権教育のさらなる推進を図る必要があります。

(3) 多様性を認め合う教育の推進

発達支援システム発祥の地である本市は、とりわけ特別支援教育、インクルーシブ教育にも率先して取り組んできました。障がいのあるなしに関わらず、子どもたち一人ひとりの育ちと発達を保障するための教育環境の整備とともに、子どもたち自身もお互いの違いを認め合うことが求められます。

さらに、南米系が多くを占めてきた外国籍児童・生徒の国籍も東南アジアを中心に多国籍化してきており、これら児童・生徒の日本語力の習得と学力の向上とともに、日本人児童・生徒の学習権の保障を行う必要があります。合わせて、社会の国際化と国際社会に対応できる多様性を認め合う教育を進めて行かなければなりません。

(4) 「確かな学力」と自尊感情※の醸成 —————●

市民の関心も高い子どもの学力については、基礎的な知識や技能の習得はもとより、これからの変化の激しい時代に備え、子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、問題解決のために他者と協力する資質や能力を伸ばしていくこと（アクティブ・ラーニング）が求められています。

「確かな学力」を育成するためには、地域や家庭と連携・協力した取組を進め、基礎学力の定着に向けた取組を継続的に実施するとともに、主体的・対話的な深い学びを実践する必要があります。また、子どもたちが達成感や成功体験を得ることで、課題に立ち向かう姿勢を身につけることができるよう、様々な体験活動の充実などの環境を整えることはいうまでもありません。

(5) 家庭学習の推進と支援の充実 —————●

家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場です。しかし、少子高齢化や核家族化、一億総活躍社会におけるライフスタイルの変化などにより、家庭の機能が低下してきています。

教育の原点ともいえるべき家庭において子どもが基本的な生活習慣を身につけるためには、保護者の認識を深めるとともに、保護者と子どもが家族としてのつながりを強め、家庭の教育機能が高められるよう、家庭教育や子育てに関する様々な主体による支援を充実していく必要があります。

（６）キャリア教育※・主権者教育・健康教育など諸教育の推進——●

学校教育が子どもたちの生きる力をつけるということは、成長して大人になった暁に職を持って自立し、社会に貢献できるようになるための手段であり、リアリティをもって社会を見つめ、自らの進路を選択できる保障をしなければなりません。職能教育としてのキャリア教育や民主国家を担う将来の政治主体たる自覚を養う主権者教育は、学校教育が温室栽培とならないように、早い段階から社会と連携して進めて行く必要があります。

また、人生 100 年時代を迎え、自らの人生をより豊かに生きるための心と身体的基础を形づくる時期に、体力や運動能力の向上はもとより、性の多様性や性教育、アレルギー疾患、喫煙、薬物乱用などの健康教育、カルト教育、防災教育、食育など、諸教育にも取り組む必要があります。

（７）子どもの読書活動の充実 ——●

古来、「読書百遍義自ずから見る」（「魏志」王肅伝注董遇伝）というように、読書により語彙を獲得し、忍耐力を高め、全体把握能力を向上させる効果は、生きる力の基礎となることから、本市では学校司書を全校に配置して学校図書室を充実するとともに、市立図書館と有機的に連携させ、読書活動を進めてきました。

氾濫するネット情報に触れることがますます増え、思考がメディアに左右されやすい時代において、批判的思考力を持ち、**非認知能力※**を向上させるためには、学校現場においてさらに読書活動を活性化させ、子どもたちの読書に向き合う姿勢を確かなものにする必要があります。

（８）教員の働き方改革と資質向上 ——●

本市では、これまで教育現場が疲弊しないようにサポートするため、地域で学校を包み込む取組（コミュニティ・スクール、**地域学校協働本部※**）や日本語初期指導教室、学習支援員、学校司書などの制度的手当をするとともに、「チーム学校」により教員をひとりにしない取組を進めてきました。また、市長部局の発達支援室とともに教育委員会に社会福祉士を配置することにより、子どもの困り感を軽減して学校での教育活動の円滑化を図ってきました。

さらに、導入した**校務支援システム**[※]の活用や業務の見直しによる時間外勤務の縮減など教員の働き方改革に率先して取り組むことにより、子どもたちに向き合う時間を確保するとともに、各教育研究部会や「**きょういくげんき塾**[※]」、「アドバンス研修」など教員自身とその実践的指導力などの資質を向上させる場を最大限に利用し、子どもたちが育つ環境の整備に取り組む必要があります。

5 本市教育の目指す姿

平成 27 年 8 月に策定された教育大綱では、本市教育の基本理念を「～学校・家庭・地域が連携し、それぞれが責任を持つ教育の創造～ 子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て未来を拓く『生きる力』の育成」としています。

本大綱においても、この基本理念を継承し、人生 100 年時代を見据え、子どもたちが、これからの未来社会を生き抜き、課題の解決が困難に思えるときであっても決してあきらめることなく、周りの仲間と相談しながら、力を合わせ、困難を切り拓く力を育成することのできる環境を、学校・家庭・地域が連携して創りあげることが本市教育の目指す姿とします。

**～ 学校・家庭・地域が連携し、
それぞれが責任を持つ教育の創造 ～**
**子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て未来を拓く
「生きる力」の育成**



6 本市教育の基本的方向

本市の重要課題を踏まえ、本市教育の基本理念に基づき、3つの基本的方向のもと、取組を進めます。

基本的方向 1 子どもたちに「自尊感情」を醸成する

政策 1 変化の激しい時代を生き抜く力を育む

- ◆ 1-1 主体的・対話的で深い学びの充実
- ◆ 1-2 キャリア教育の推進
- ◆ 1-3 多文化共生教育の推進
- ◆ 1-4 主権者教育の推進

政策 2 確かな学力を育む

- ◆ 2-1 基礎学力の向上
- ◆ 2-2 育ちと学びをつなぐ教育の推進
- ◆ 2-3 家庭学習支援システムの構築

政策 3 豊かな心を育む

- ◆ 3-1 道徳力を身につけた子どもの育成
- ◆ 3-2 多様性を認め合う教育の推進
- ◆ 3-3 読書活動の推進

政策 4 健やかな体を育む

- ◆ 4-1 健康教育の推進
- ◆ 4-2 子どもの体力向上への取組
- ◆ 4-3 学校保健の充実
- ◆ 4-4 食育の推進